

## 令和元年7月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年7月5日（金）午前9時30分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が7月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員    2番 堀 京子 委員    3番 内藤 康弘 委員    4番 藤嶋 祐美 委員    5番 平山 勝丈 委員  
6番 佐藤 幸子 委員    7番 柳井 博之 委員    8番 城野 幸司 委員    9番 陶山 秀明 委員    10番 小橋 勇二 委員  
11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹

### 農林振興課職員

佐藤 喬 副主幹

### 付議議案

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第36号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第37号 農用地利用配分計画案の意見聴取について  
議案第38号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 内藤 康弘委員と、議席番号4番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。  
ただいまから議案審議に入ります。  
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。  
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和元年7月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 番号 1、畑 112 m<sup>2</sup> について、耕地拡張のため所有権移転をするものです。

番号 2、畑 731 m<sup>2</sup> について、耕地拡張のため所有権移転をするものです。

以上 2 件の申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。6 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀 委員 6 月 25 日に長野次長、首藤さん、平山委員さんと現地調査に行っていました。6 月 25 日に実施致しました議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

現地は 1 筆の畑で、以前は荒廃したと聞いていますが、草刈等により解消され、耕作が可能な状態になっています。許可後は柿や露地野菜の作付けを行う予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]、それぞれの要件については審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

現地は 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行う予定です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 2 件について調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願いします。

議 長 続きますして、推進委員さんより報告をお願い致します。第3地区の足立委員さん。

足 立 第3地区推進委員の足立です。

推進委員 番号1の申請地について、以前は荒れていましたが、草刈りや除草剤の散布によって耕作の準備が進んでおります。申請者はライスセンターも持っている規模の農家で、許可後は花卉や露地野菜の作付けを行う予定です。所有権の移転に関して、特に問題はないと思われま

議 長 続きますして、第8地区の佐藤委員さんお願いします。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号2の申請地は、分筆を行ったうえで1筆は畑として使用し、もう1筆には住宅を建築するものです。現地は草刈等により管理されていて、許可後は露地野菜の作付けを行う予定です。所有権の移転に関しては特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

議 長 次に、議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 7 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号 1 田 428 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、自動車販売店の拡張のため、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2 畑 526 m<sup>2</sup> 外 3 筆 合計 1,440 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、住宅建設のための宅地分譲用地として用地整備を行うものです。建築区画は 6 区画となっております。なお、この案件につきましては 2 種農地での宅地分譲地であるため、建築条件付きの宅地分譲となっております。

番号 3 畑 323 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、地区住民の集会所用の駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 4 畑 462 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、5 条申請 4 件につきましては、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、5 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議長        それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平山委員    私、平山より、6月25日に堀委員さん、事務局のお二人、各地区の推進委員さんと実施しました議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号1は、所有権を取得し、店舗用地を拡張のうえ駐車場として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は休耕の状況です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し、特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。6区画を造成し、土地の購入者は契約から3か月以内に建築に着手するという条件が付けられた住宅用地です。申請地は4筆の畑で、草刈等により適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、売買により所有権を取得し、駐車場用地として利用するものです。地区の集会所として利用することになり、必要となった駐車場を設けるものです。申請地は1筆の畑で、草刈等により適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈等により適切に管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きますして、推進委員さんからの報告をお願い致します。第1地区の玉田さんからお願い致します。

玉 田 第1地区担当の、推進委員・玉田です。該当が番号1と番号3となります。

推進委員 番号1は、営業所を拡張するため、隣にある農地を取得し、駐車場用地として転用するものです。隣接する土地はすべて転用済みであり、周囲の農地への影響もないと思われます。

番号3は、自宅を集会所として利用するにあたり、必要になった駐車場を整備するものです。周囲は宅地化が進んでおり、申請地の両側もすでに住宅が建築されています。周辺の農地にも、特に影響はないと思われます。

議 長 続きますして、第2地区の峰委員さん。

峰 第2地区、推進委員の峰です。

推進委員 番号2は、建築条件付き宅地として販売するものです。周囲はこれまでも転用申請が出され、住宅の建設が進んでいるところです。周辺の農地へも特に影響がないものと思われます。

議 長 続きますして、第8地区担当の佐藤委員さん。

佐藤政 第8地区の佐藤です。

推進委員 3条でも触れましたが、番号4の申請地は分筆を行ったうえで1筆に住宅を建築するものです。地区の水路管理者とも協議が出来ているとのことで、周辺の農地へも特に影響がないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。次に議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 7 月 5 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 7 号）「令和元年 7 月 5 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和元年 6 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、今回は申し出がありません。畑については、22,893 ㎡、16 筆です。合計面積についても同じく、22,893 ㎡、16 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 3 名に対しまして、借り手も 3 名となっております。

2 ページ以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、令和元年7月5日公告予定の農用地利用集積計画（第7号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第36号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第36号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に、議案第37号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次長 9ページです。

議案第37号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和元年7月5日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

今回の配分計画案については、先ほどの農地利用集積計画と同一のものです。

まず1ページをご覧ください。

畑4筆 7,289 m<sup>2</sup> を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり10,000円となっております。  
次に、畑7筆 11,374 m<sup>2</sup> を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり10,550円となっております。  
畑1筆 823 m<sup>2</sup> を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり12,149円となっております。  
畑2筆 1,655 m<sup>2</sup> を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり7,250円となっております。  
次に、畑2筆 1,752 m<sup>2</sup> を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づき、10aあたり10,000円となっております。  
以上、5件の配分計画案についてご審議をお願い致します。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小橋副会長 この会社は畑をたくさん借りていますが、荒れている農地もあるが、大丈夫なのでしょうか。

次長 大丈夫と判断はしていますが、荒れているということであれば指導等を含めてしたいと思いますが、現地まで確認をしていないというのが実際のところですよ。

内藤委員 ここはビニールハウスが建っているところではないでしょうか。

小橋副会長 作っているのであれば良いですが。

次長 今回のご指摘を含め、農業委員さん、最適化推進委員さんも荒れているところなどを総会等で報告していただければ、指導等を行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 今事務局が言いましたように、地元の農業委員さん、推進委員さんが気付いたら事務局に報告をしてください。  
他に質問はありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 37 号 農用地利用配分計画案意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 37 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に、議案第 38 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページです。  
議案第 38 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められた  
ので提案する。

令和元年 7 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

この件につきましては、担当が農林振興課となっておりますので、農林課の担当より説明をしてもらいたいと思います。

佐 藤 農林振興課の佐藤です。農業振興地域整備計画の変更につきましてはみなさんご存じだとは思いますが、毎年 2 月、5 月、8 月、11 月と 4 回変  
副主幹 更の申し出の期間を設けていまして、今回は 5 月に申し出がありました。

まず、農地の表示につきましては、畑 118 m<sup>2</sup>と、畑 376 m<sup>2</sup>の合計 494 m<sup>2</sup> となっております。

承認を受ける用途といたしましては、除外後、転用としては一般住宅用地として利用を予定しております。計画の変更の理由と致しましては、変更後の利用者は現在、申請地の横の実家で親世帯と同居しており、二人いる子が大きくなるにつれて手狭になってきており、住宅建築を計画しております。申請地以外の場所も検討致しましたが、他の候補地では交通環境や経済面並びに将来の親の介護等を考えると希望条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものでございます。当該地は北側に神社、東西が高低差のある畑、南を実家に囲まれており、集団的な農地利用が見込めないものと認めております。農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えております。

以上、委員のみなさまの慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議 長        それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の足立委員さんお願い致します。

足 立        第3地区担当の足立です。6月27日に現地調査を実施致しました。申請地は現在、自己保全状態にあり、農地の状況としては南北を住宅と神  
推進委員 社に挟まれ、東西は高低差がある畑に挟まれており、申請地を見ましても近隣農地への影響は最小限と考えられます。転用予定者は、住宅の設計図を作成しており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をよろしくお願い致します。

議 長        ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長        質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第38号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長

全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 農業振興地域整備計画の変更については原案通り承認することに決定を致しました。

以上で本日総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。